

○福岡県荒廃森林整備事業の活用実績について

年度	森林調査	森林整備(ha)			協定件数
	(ha)	旧久留米地区	田主丸地区	合計	
H30	331.68	0	0	0	0
R1	205.04	20.42	0	20.42	40
R2	150.46	28.26	4.11	32.37	59
R3	150.42	18.13	3.16	21.29	13
R4	200	2.01	16.58	18.59	20
R5	200	18.72	12.56	31.28	66
R6	200	10.43	23.53	33.96	67
R7	150	20.22	9.81	30.03	30
合計	1587.6	118.19	69.75	187.94	295

○福岡県荒廃森林整備事業の実施手順について

① 久留米市(業務委託)が対象森林を調査します。

※森林法第 5 条に該当する森林のみが対象です。

② 調査を行った結果、対象森林として認められた場合、久留米市の計画に基づき森林所有者に案内文を送ります。

③ 同意を得られた場合は、久留米市と森林所有者で事業実施に関する協定を締結します。

④ 協定に基づき久留米市(業務委託)が間伐等を実施します。

⑤ 業務完了後、実施結果を森林所有者に通知します。

⑥ 森林所有者は、協定期間満了まで協定内容を遵守していただきます。